

「特定電気通信設備の指定に係る告示（平成 28 年総務省告示第 104 号（電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号口の電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示案）に対する意見及びそれに対する考え方  
（意見募集期間：平成 30 年 2 月 3 日～ 3 月 5 日）」

意 見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
特に問題無いのではないかと思われた。  【個人】	・ 本改正案に賛同のご意見として承ります。	無